

青森県報

第三千六百八十七号

平成二十五年
五月七日
(火曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定	(同)	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	(同)	六
道路の区域の変更	(道路課)	六
道路の供用の開始	(同)	七
出先機関		
土地改良区の役員 の 就任及び退任	(三八地域民局)	七
土地改良区の定款変更の認可	(西北地域民局)	八
右 同	(同)	八
収用委員会		
公示による通知	(監理課)	八

告 示

示

青森県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
野呂医院	つがる市木造大湯町清水二	平成二四・一・三
ふじの調剤薬局	弘前市大字藤野二丁目六の一	二四・一・三〇
渋谷胃腸科内科医院	むつ市新町一 の四	二四・二・三
高橋医院	八戸市大字番町四	二五・一・三
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	二五・一・三
アポテック内丸調剤薬局	八戸市内丸三丁目五の三七の一	二五・三・一

青森県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ふじの調剤薬局	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成二四・一・三
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	二五・一・三
高橋医院	八戸市大字番町四	二五・二・一
アポテック内丸店	八戸市内丸三丁目五の三七の一	二五・三・一

アポテック柏崎店 クオール薬局弘前豊原店	八戸市柏崎三丁目七の一七 弘前市大字豊原一丁目五の二九	三 五 四 一
-------------------------	--------------------------------	------------------

青森県告示第百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社花	秋田県大館市長走字陣場二二三	訪問介護	訪問介護事業所花八戸	八戸市沼館一丁目八の四八八マザイパレス八戸沼館内			平成 二五 四 一七

青森県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日

株式会社花	秋田県大館市長走字陣場二二三	訪問介護	訪問介護事業所花八戸	八戸市沼館一丁目八の四八八マザイパレス八戸沼館内			平成 二五 四 一七
-------	----------------	------	------------	--------------------------	--	--	---------------------

青森県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名称	所在地	指定年月日
合同会社ふれ愛ブラザあおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	共同生活介護	共同生活援助	あつとはうす	八戸市諏訪三丁目一七の一		平成 二五 四 一
合同会社ふれ愛ブラザあおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	共同生活援助	共同生活援助	あつとはうす	八戸市諏訪三丁目一七の一		
合同会社ふれ愛ブラザあおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	短期入所	短期入所	あつとはうす	八戸市諏訪三丁目一七の一		
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	就労継続支援B型	就労継続支援B型	障害者就労センターポリス	三沢市大町二丁目四の一三		
株式会社明倫	八戸市西白山台二丁目一四の一	共同生活介護	共同生活介護	明倫寮	八戸市小中野三丁目二五の七		
株式会社明倫	八戸市西白山台二丁目一四の一	共同生活援助	共同生活援助	明倫寮	八戸市小中野三丁目二五の七		

青森県告示第百八十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会
弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八
地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援	地域移行支援
山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ	山郷館サポ
黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二	黒石市大字甲大工町二の二
"	"	"	"	"	"	"	"

図面番号
道路種類
路線名
変更の区間

平成二十五年五月七日

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	年月日
社会福祉法人藤聖母園	児童発達支援	弘前市大字清水園	平成二五年四月一
社会福祉法人健佑会	児童発達支援	弘前市大字清水園	"
社会福祉法人健佑会	児童発達支援	弘前市大字清水園	"

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三村 申 吾

変更の前後別
敷地の幅員
敷地の延長
備考

2	1
県道	県道
八戸野辺地線	八戸大野線
八戸市小田二丁目一の二から 八戸市大字河原木字高館一七の一まで	八戸市南郷区大字島守字沢子頭六の五から 八戸市南郷区大字島守字沢子頭六の五まで
後	前
四一・二・〇〇メートルから 四三・〇〇メートルまで	二四・〇〇メートルから 二四・〇〇メートルまで
四〇五・七〇メートル	二二・〇〇メートル

青森県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸大野線	八戸市南郷区大字島守字沢子頭六の五から 八戸市南郷区大字島守字沢子頭六の五まで	平成二五・五・七

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理事	堰端 治	八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	平成二五・四・三就任
監事	荒川喜一郎	大字白銀町字堀ノ内一の一〇	
	郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	
	西館 信一	八戸市南郷区大字大森字雷林一三の一	
	下沢 隆志	大字是川字岩ノ沢四八	
	面川喜代美	大字鮫町字赤コウ四三の一	
	小沢 勝	三戸郡階上町大字鳥屋部字長峰七	
	住沢 久一	八戸市南郷区大字島守字世増一	
	田畑 義治	字東台五	
	山内 忠夫	大字泉清水字浜渡四三の二	
	大沢利津男	三戸郡階上町大字金山沢字金山沢二一	
	荻ノ沢甚逸	大字晴山沢字妻ノ神一六	
	阿部 範彦	大字金山沢字伴蔵八	
	畑中 弘實	字小板橋三四の二	
	山田 稔	八戸市南郷区大字島守字大波五の一	
	坂野 幸志	大字是川字岩ノ沢二七の一	
	阿部 武志	三戸郡階上町大字金山沢字伴蔵八	
理事	堰端 治	八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	二五・四・二退任

荒川喜一郎	大字白銀町字堀ノ内の一〇	"
山内 達夫	南郷区大字泉清水字長根二六	"
郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	"
鹿原 直人	大字鳥屋部字田ノ上五の一	"
百目木憲一	大字平内字百目木三	"
田向 歳男	八戸市南郷区大字島守字馳下り七	"
西館 信一	大字大森字雷林一三の一	"
深川藤次郎	大字鮫町字中道二〇の一三	"
堰合 嵩	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一九	"
下沢 隆志	八戸市大字是川字岩ノ沢四八	"
坂下 松男	南郷区大字島守字前田一二四	"
畑中 弘實	三戸郡階上町大字金山沢字小坂橋三四の二	"
山田 稔	八戸市南郷区大字島守字大波五の一	"
坂野 幸志	大字是川字岩ノ沢二七の一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月七日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月七日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができなないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十五年五月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十五年五月十六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
里村 權三郎	不明
工藤 坂正衛門	不明
工藤 三郎平	不明
工藤 長助	不明
三浦 藤次郎	不明
工藤 祐吉	不明

千葉 惣四郎	不明
千葉 藤右工門	不明
工藤 兵藏	不明
工藤 東七	不明
千葉 金六	不明
千葉 太郎左衛門	不明
千葉 仁次郎	不明
千葉 弟次郎	不明
工藤 三次郎	不明
千葉 惣三郎	不明
千葉 久次郎	不明
千葉 惣左衛門	不明
工藤 豊吉	不明

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭